岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和4年岩手県監査委員告示第10号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次の とおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 渕 誠 岩手県監査委員 佐々木 茂 光 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立遠野病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和3年11月17日から同月18日まで
 - (2) 本監査実施日 令和4年1月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
飲料用自動販売機に係る県有財産賃貸借契約の締結に当た	契約締結した業者は医療局財務規程第203条(4)の免除理
り、理由なく契約保証金を免除しているものがあったので、	由に該当するが、入札説明書へ免除要件を記載しておらず契
適正な事務の執行に努められたい。	約締結起案においても免除理由を記載していなかったことか
	ら、今後は明記するよう改めることとしたほか、決裁過程で
	の確認を徹底することとした。
工事の執行に当たり、検査員に任命されていない者が完成	起案において検査員を誤って記載していたため、修正を行
検査を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努	うとともに、今後は決裁過程での確認を徹底することとした
められたい。	0